

# 生徒心得

生徒は、本校教育目標の意義を理解し、校則を守って堅実な校風の樹立に努めなければならない。

## 1. 礼儀

- (1) 常に本校生徒としての誇りをもち、品位を保つこと。
- (2) 年長者に対しては尊敬謙譲、友人に対しては親睦友愛の念をもって接すること。
- (3) 生徒はそれぞれの特性を理解し、相互に尊敬協力し合うこと。

## 2. 登校・下校

- (1) 1時間目開始時刻は8時45分とし、下校時刻は原則17時30分以降とする。
- (2) 朝のSHR(8時35分)までに登校し、放課後は用事が終わり次第速やかに下校すること。なお、朝の登校は7時30分以降とする。
- (3) 始業から終業時まで、決して担任の許可なしに校外に出てはならない。
- (4) 通学途上においては、道路交通規則を守り、事故が起こらないように注意すること。交通規則を守らない場合は、自転車通学を禁止することがある。
- (5) 自転車通学する者は許可を受け、許可された自転車には学校指定のステッカーを貼ること。

## 3. 校内生活

- (1) 授業は原則、欠課してはならない。
- (2) 自習時間は、監督者の指示を受け、指定された場所で静粛に学習すること。
- (3) 携帯電話、その他通信機器については、授業中は電源を切り、カバンの中にしまうこと。
- (4) 掲示、放送、その他の方法で伝達された事項に留意して行動すること。

## 4. 学校施設の使用

- (1) 校舎・校具などの公共物を使用する場合は、事前

に管理責任者の許可を得て使用し、使用後はその旨届けること。

- (2) 公共物はすべて大切に取り扱い、誤って破損した場合は、管理責任者、又は事務室に届け出ること。

## 5. 保健・衛生・美化

- (1) 学校で指示する健康診断等は必ず受けること。
- (2) 負傷または急病の場合は、担任並びに養護教諭に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 常に校舎内外の美化につとめ、清潔・整頓に留意すること。

## 6. 所持品

- (1) 盗難を防止するため、所持品には記名し、必要以外の金品を持参しないこと。また、貴重品の管理については十分留意すること。
- (2) 金品の貸借は行わないこと。
- (3) 金品を紛失、又は拾得した場合は、直ちに担任または生徒指導部に届け出ること。
- (4) 生徒手帳は必ず持参し、家庭との連絡（遅刻・早退・見学・外出・登校許可の届け出等）に利用すること。

## 7. 食 事

- (1) 麺類およびアイスクリームは食堂内および食堂付近で飲食すること。校舎内には持ち込まないこと。
- (2) 廊下での飲食、歩きながらの飲食はしないこと。

## 8. 配付・掲示

- ・印刷物の配布又は掲示物は事前に生徒会部に届け出ること。掲示は指示された場所にし、事後は責任を持って撤去すること。

## 9. 校外生活

- (1) 校外では各自が本校生徒としての誇りと責任をもって行動する。
- (2) 夜間の外出はやむを得ぬ場合にとどめること。
- (3) 風紀上問題が多いと思われる場所に入入りしてはならない。

## 10. アルバイト

(1) 原則としてアルバイトは禁止する。ただし、経済的理由、又は他のやむを得ぬ理由がある場合は、下記の条件を満たしていれば実施してもよい。

- ・勤務時間が夜間に及ばないこと。
- ・仕事の内容が高校生にふさわしいこと。
- ・保護者の許可と指導のもとで行うこと。
- ・学校生活に支障をきたさないこと。

(2) アルバイトを実施する者は、所定の様式により、担任および生徒指導部に必ず届け出ること。

## 11. 考 査

(1) カンニング等の不正行為やそれに類する行為は絶対にしないこと。不正が発覚した場合には、懲戒等の指導がある。筆記具の貸借も絶対にしてはならない。

(2) 定められた座席に着席し、答案作成に必要な筆記用具以外は教室の定められた場所におくこと。

(3) 携帯電話など計算機能や通信機能の付いた各種機器は電源を切り、カバンの中に入れること。

(4) 定期考査の場合、開始後20分を超えて遅刻した場合は入室を認めない。又、途中退室は認めない。

## 12. 個人用ロッカーの使用について

学校のロッカー室において使用するので、次のことに留意して大切に使用すること。

(1) 鍵を閉め、各自が責任を持って管理すること。

(2) ロッカー内は整理整頓し、ロッカー室の清潔を保つこと。

# 服装・頭髪の規定

服装はその人の品性を表す。質素清潔を旨とし、端正にして、気品ある容儀を保つこと。

## 1. 服 装

制服の変形、改造は一切行ってはならない。

### (1) 制服

男子…本校指定のブレザー・カッターシャツ・スラックス・ネクタイを着用する。

女子…本校指定のブレザー・カッターシャツ・スラックスまたはスカート・ネクタイまたはリボンを着用する。

(2) 6月～9月を夏服期間とする。その間はブレザー・ネクタイまたはリボンを着用しなくてもよい。カッターシャツは半袖（本校指定）でもよい。ただし、5月～6月、9月～10月でその年の気候に合わせて移行期間を設ける。

(3) カッターシャツの下には、肌着（Tシャツ・タンクトップ等）を着用してもよい。ただし、カッターシャツの襟や袖、裾からはみ出ないものに限る。

(4) カッターシャツの上から、温度調節用としてセーター・カーディガン・ベストを着用してもよい。ただし、色は黒・紺・ベージュ・グレーの無地もしくはワンポイントのものであること。ネクタイ、リボンの着用が確認できる襟元（Vネック等）のものを着用すること。

(5) 冬期には、防寒具（オーバー・マフラー・手袋等）を着用してもよい。防寒具の着用は、必ず正しい制服着用を行った上で、色・形ともに派手でないものを選び、教室・職員室・準備室等では着用しないこと。

(6) やむを得ず、規定以外の服装をする時は、学級担任に相談し、生徒指導部より異装の許可を得ること。

(7) 休日に登校しなければならない時も必ず、制服を着用すること。

(8) 本校は2足制とする。スリッパは学校指定のもの

とし、校舎内では必ず履くこと。また、校内の許可された区域（原則、地面がコンクリートの部分）以外では履かないこと。

登下校の際は、運動靴又は革靴を用いる。靴・靴下は、形・色ともに派手でないものを選ぶ。

## **2. 頭 髪**

- (1) 常に清潔清楚で、気品あるように心がける。
- (2) 脱色・染色・パーマ・エクステンションなど一切手を加えてはならない。

## **3. その他**

- (1) ピアス・ネイルアート等の装飾品は着けてはならない。
- (2) 化粧はつつしむこと。